（医療第一部の所掌事務）

第二十二条の二　医療第一部は、第二十一条に規定する事務（医療第二部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（医療第一部に置く課及び所掌事務）

第二十二条の三　次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第一部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所の名称	課の名称	所掌事務
東日本成人矯正医療センター	保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
	看護第一課	病室における看護に関すること。
	看護第二課	診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）。

（医療第二部の所掌事務）

第二十二条の四　医療第二部は、第二十一条に規定する事務のうち、医療に関する事務（病室、診察室、手術室その他の施設における看護に関するものを除く。）をつかさどる。

（医療第二部に置く課及び所掌事務）

第二十二条の五　次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第二部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所の名称	課の名称	所掌事務
東日本成人矯正医療センター	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第四課	医療共助及び外部医療機関等との連携に関すること。

（医務課等の所掌事務）

第二十三条　次の表の上欄に掲げる医務部又は医療部（医療第一部及び医療第二部を含む。）の置かれていない刑務所等に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
旭川刑務所　帯広刑務所　網走刑務所　月形刑務所　青森刑務所　秋田刑務所　山形刑務所	医務課	第二十一条に規定する事務

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（医務課の所掌事務）

第二十三条　医務部又は医療部の置かれていない刑務所等（島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く。）に、医務課を置く。